

長久手市国民健康保険条例の一部改正(案)について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、「国民健康保険運営協議会」の名称を変更するものです。

2 改正の内容

長久手市国民健康保険条例に規定されている「国民健康保険運営協議会」の名称を「長久手市国民健康保険運営協議会」に変更します。

3 今後の影響

特にありません。

4 施行日

平成30年4月1日